議案第9号

北上市立学校条例の一部を改正する条例

北上市立学校条例(平成3年北上市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 市立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。	第4条 市立幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 位置	名称 位置
北上市立黒沢尻幼稚園 北上市常盤台一丁目7番66号	北上市立黒沢尻幼稚園 北上市常盤台一丁目7番100号
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この条例は、令和3年8月26日から施行する。

令和3年6月10日提出

北上市長 髙 橋 敏 彦

提案理由

北上市立黒沢尻幼稚園の位置を変更しようとするものである。